

今後の取組みについて

「申し合わせ事項」を受け、各市町村教育委員会や学校が、主体的かつ工夫を凝らした取組みを行う。そのための参考として、市町村教育委員会・学校の具体的な取組みを例示する。

- 1 教育委員会職員及び学校教職員一人ひとりが、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づく適切な対応を改めて徹底する取組みを進めます。

〔県教育委員会の取組み〕

- 国や他都道府県、市町村等が作成した研修用資料を収集し、各市町村教育委員会や学校に提供する。
- 市町村教育委員会や学校の要請に応じ、研修会に県指導主事を講師として派遣する。

〔市町村教育委員会・学校の具体的な取組み【例】〕

- 市町村教育委員会主催の研修及び校内研修において、「いじめ防止対策推進法」及び県や各市町村の「いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」を周知徹底する。
- 国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂された場合は、各市町村や学校のいじめ防止基本方針について、必要な見直しを行ったうえで対応していく。

- 2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取組みを進めます。

〔県教育委員会の取組み〕

- 各学校での取組み事例を収集し、各市町村教育委員会や学校に提供する。【参考資料1】
- 各小・中学校における取組事例を一覧にまとめ、ホームページ等で公表する。

〔市町村教育委員会・学校の具体的な取組み【例】〕

- 各小・中学校で、県教育委員会が提供する取組み事例などを参考に、工夫を凝らした「児童・生徒が積極的に関わるいじめ防止の取組み」を実施する。

- 3 保護者や地域住民に、いじめの定義を周知するなど、いじめ防止への理解を促進する取組みを進めます。

〔県教育委員会の取組み〕

- 保護者・地域向けいじめ防止啓発リーフレット（H25.3作成）を改訂し、各市町村教育委員会や学校に配付する。

〔市町村教育委員会・学校の具体的な取組み【例】〕

- 県や市町村が作成したリーフレット等を活用し、各学校は、保護者会、学校評議員会、地域懇談会等での周知・協議等を行う。市町村は、県やPTA連絡協議会等と連携し、周知等を行う。

4 被災児童・生徒について、見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援に取り組みます。

〔県教育委員会の取組み〕

- 被災児童・生徒に対するいじめの実態把握を、一定の時期に実施することを検討する。

〔市町村教育委員会・学校の具体的な取組み【例】〕

- 各市町村及び各学校において、把握していない被災児童・生徒がいないか、実態の把握に努める。ただし、当該児童・生徒や保護者の意向に十分配慮して実施する。
- 各市町村及び各学校において、引き続き見守り等により被災児童・生徒の現状を把握するとともに、適宜必要な対応を行う。
- 被災児童・生徒（卒業生を含む。）や保護者から、過去のいじめについて訴えや相談があった場合には、学校・教育委員会は、その意向を踏まえ、事実関係の確認等の対応を行う。

5 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、児童・生徒が理解を深め、考えることができるよう取り組みます。

〔県教育委員会の取組み〕

- 文部科学省作成のリーフレットや福島県教育委員会作成の副読本についての啓発チラシを各市町村教育委員会及び各学校に配付する。【参考資料2】【参考資料3】

〔市町村教育委員会・学校の具体的な取組み【例】〕

- 児童・生徒が、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について理解を深める取組みのきっかけとして、全ての小・中学校で、例えば全校朝会や学年集会、道徳の時間等に、校長や教職員から児童・生徒へ講話等を行う。
- 日常的に被災者の置かれた状況や心情を踏まえた言動等について、児童・生徒が考えることができる取組みを進める。